



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 27 日(金)
第 8 5 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (899) (東部振興課) 2
	附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (900) (子育て応援課) 2
	保安林の指定の解除 (901) (森林づくり推進課) 2
◇ 選管告示	平成25年 7 月 21 日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しな された寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨の一部改正 (47) 3
	平成25年 7 月 21 日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しな された寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨 (48) 4
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (空港港湾課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 5
	制限付一般競争入札の実施 (2 件) (〃) 10
	落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) 15

告 示

鳥取県告示第899号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年2月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とうごう未来応援隊
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
橋崎 和弘
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市中村367-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、東郷地区の活性化のため、東郷地区の特色を生かした各種まちづくり事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第900号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
事業所間婚活コーディネーター設置業務委託公募型プロポーザル審査会	事業所間婚活コーディネーター設置業務に係る受託事業者の選定等に関する事項	平成25年12月27日から平成26年3月31日まで	子育て王国推進局子育て応援課

鳥取県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町浜村字西濱782の2（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成25年7月21日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書について、候補者川上義博の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成25年鳥取県選挙管理委員会告示第42号（平成25年7月21日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨							公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1・2 略							1・2 略						
3 報告書の要旨							3 報告書の要旨						
候補者氏名	川上 義博	所属党派	民主党	期間	5月24日から	第1回分	候補者氏名	川上 義博	所属党派	民主党	期間	5月24日から	第1回分
出納責任者氏名	山田 義男				8月1日まで		出納責任者氏名	山田 義男				8月1日まで	
収入	円		支出	円			収入	円		支出	円		
主たる寄附			人件費	1,223,040			主たる寄附			人件費	1,223,040		
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	632,200			(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	632,200		
民主党鳥取県参	政党支部	<u>1,015,528</u>	選挙事務所費	518,750			民主党鳥取県参	政党支部	<u>4,408,854</u>	選挙事務所費	518,750		
議院選挙区第1			集会会場費	113,450			議院選挙区第1			集会会場費	113,450		
総支部			通信費	51,184			総支部			通信費	51,184		
民主党	政党	5,000,000	交通費	379,714			民主党	政党		交通費	379,714		
			印刷費	2,186,136						印刷費	2,186,136		
			広告費	946,327						広告費	946,327		
			文具費	289,596						文具費	289,596		
			食糧費	960,739						食糧費	960,739		
その他の寄附	-		休泊費	123,077			その他の寄附	-		休泊費	123,077		
その他の収入	-		雑費	358,438			その他の収入	-		雑費	358,438		
今回計	<u>6,015,528</u>		今回計	7,150,451			今回計	<u>4,408,854</u>		今回計	7,150,451		
前回計	-		前回計	-			前回計	-		前回計	-		
総計	<u>6,015,528</u>		総計	7,150,451			総計	<u>4,408,854</u>		総計	7,150,451		
略							略						
略							略						

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成25年7月21日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年12月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 29,984,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	川上 義博	所属党派	民主党	期 間	6月28日から 10月8日まで	第2回分
出納責任者氏名	山田 義男					

収入		円	支出		円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		—
			家屋費		—
			選挙事務所費		—
			集会会場費		—
			通信費		—
			交通費		—
			印刷費		1,303,174
			広告費		40,000
			文具費		—
			食糧費		—
その他の寄附		—	休泊費		—
その他の収入		—	雑費		—
今回計		—	今回計		1,343,174
前回計		6,015,528	前回計		7,150,451
総計		6,015,528	総計		8,493,625

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額 (円)
		選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成	683,100
	ポスターの作成	1,224,036
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	2,741,597

報告書受理年月日	平成 25 年 11 月 28 日	第 2 回報告分
----------	-------------------	----------

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立みなとさかい交流館	境港管理組合 管理者 平井 伸治 境港市大正町215	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

自動車保管場所データ入力業務 70,000件（平成26年度35,000件、平成27年度35,000件）

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 委託場所

鳥取県鳥取警察署及び鳥取県米子警察署

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「業務単価」という。）とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのデータ処理であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年1月23日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成25年12月27日(金)から平成26年1月31日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 委託業務を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(代)

- (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年12月27日(金)から平成26年1月14日(火)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

- (4) 入札説明会の日時及び場所

平成26年1月16日(木)午後3時

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部第2会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年1月31日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年1月23日(木)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

自動車保管場所現地調査業務 70,000件(平成26年度35,000件、平成27年度35,000件)

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成26年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

(4) 委託場所

鳥取県内全域

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務(以下「委託業務」という。)1件当たりの単価(10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が各種調査委託のその他であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年1月23日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年12月27日(金)から平成26年1月31日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年12月27日(金)から平成26年1月14日(火)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成26年1月16日(木)午後1時30分

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部第2会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)

により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年1月31日(金)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年1月23日(木)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

パーキング・チケット発給設備管理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 委託場所

鳥取県鳥取警察署が管轄する区域

(5) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が警備の駐車場管理であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年1月23日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年12月27日（金）から平成26年2月6日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の8の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指

示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 2 名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

エ 法第 51 条の 13 第 1 項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者を雇用していること、又は都道府県から委託を受けてパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務を履行した実績を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

ア 2 の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2 の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部交通部交通規制課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) のアの場所で平成 25 年 12 月 27 日(金) から平成 26 年 1 月 14 日(火) までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成 26 年 1 月 16 日(木) 午後 4 時

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部第 2 会議室(鳥取県警察本部庁舎 1 階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1) のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 26 年 2 月 6 日(木) 午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 5 日(水) 午後 5 時までとする。)

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎 2 階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1) のアの

場所に平成26年1月24日（金）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(4)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成26年1月24日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 委託場所

鳥取県内

(5) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等の研修業務であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年1月22日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年12月27日（金）から平成26年2月7日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認めた者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人及びその他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの。

ウ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習の委託業務を行う事業所において、委託業務に従事する職員を配置すること。

カ 委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

(ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者（自動車安全運転センターが行う自動車の運転の管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者をいう。）又は、講師として法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（安全運転管理者等講習）に従事した経験を有する者を講師として充てることが出来ること。

(イ) 委託業務に関し問題が生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

キ 講習に必要な視聴覚機器を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

ア 2の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通企画課総務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成25年12月27日(金)から平成26年1月14日(火)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成26年1月16日(木)午前10時

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部第2会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年2月7日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(3)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成26年1月28日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、2の(4)の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)のイの場所に平成26年1月27日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達件名及び数量	電子カルテ端末等 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成25年11月14日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケー・オウ・エイ 米子市両三柳328
5 落札金額	77,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成25年10月4日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称	鳥取県立中央病院事務局経営課

及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 医用画像情報システム 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成25年10月28日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | ピー・エス・ピー株式会社
東京都港区西麻布四丁目16-13 |
| 5 落 札 金 額 | 51,135,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成25年9月17日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院管財課
倉吉市東昭和町150 |